

博士論文審査及び最終試験の結果

学位請求者 趙 慶喜
学位請求論文 帝国日本／植民地朝鮮の社会事業と民衆統治
——「救済」と「治安」のパラドックス

審査委員（主査） 中野敏男



〔審査の経過と結論〕

本学学位規定第7条4に基づき、趙慶喜氏より博士学位請求論文の提出許可願いが出されて、2010年2月17日に開催された大学院研究科協議会でこれが許可された。この許可を受けて、趙慶喜氏から博士学位請求論文「帝国日本／植民地朝鮮の社会事業と民衆統治——「救済」と「治安」のパラドックス——」が提出され博士学位授与の申請がなされたので、2010年3月17日に開催された総合国際学研究科教授会で審査委員会が選任され、学位審査が開始された。

審査委員会は、歴史社会学を担当する中野敏男を主査とし、副査としては、本学から、植民地期朝鮮の教育史およびジェンダー史を研究する金富子教授と、近代日本と東アジアの思想史を専門とする米谷匡史准教授とが当たり、学外からは、北東アジア地域の近現代を広く研究し学位申請者を大学院生時代に研究指導されていた東京大学の姜尚中教授、そして植民地期朝鮮の「総動員体制」研究に深く専門的な業績のある立命館大学の庵途由香准教授をお招きして、合計5名により組織された。

審査委員会は、書類上の予備審査を踏まえて、各委員がそれぞれの専門の立場から論文を精査し、合議による審査委員会を開催して論文内容を詳細に検討した後に、2010年4月17日に公開の形で口述による最終試験を実施した。このプロセスをもって論文審査を完了し、また最終試験の成績により「学力の確認」も行って、最終の審査委員会においてその総合判断により結論を下している。その最終的な結論として、審査委員会は一致して、趙慶喜氏に博士（学術）の学位を授与することが適当であると判断した。

〔論文の概要〕

本研究は、帝国日本の社会事業の展開を、朝鮮の植民地統治過程のなかで分析・検討するものである。分析の対象となる時空間は、日露戦争後から1920年代までの帝国日本／植民地朝鮮である。日本による植民地支配の開始とともに、朝鮮は総督府を中心とした軍事的・政治的統治下に置かれた。そのなかで貧民の救済を趣旨とする社会事業は「善政」として位置づけられ、3・1独立運動を経た1920年代の「文化統治」のもとで本格的に推進された。

これまでの社会事業史研究においては、植民地朝鮮の社会事業について、朝鮮と日本内地の社会事業の発展段階を比較していく比較近代化論の枠組によって研究がなされてきた。そこでは、内地から「移植」された社会事業が、軍事的・政治的な植民地統治にくみこまれるなかで生じる「差別性」が、社会事業の発展段階を尺度とした格差によってのみ把握されてきた。

本研究は、このような社会事業の発展段階論・比較近代化論の枠組を批判しながら、帝国日本と植民地朝鮮の連関のなかで、内務官僚をはじめとする社会事業関係者たちの治安認識の連鎖と断絶を解明している。そして、社会事業と植民地統治という異なる実践のあいだの相補関係を通して、植民地における「救済」が「治安」と結びつく構造を明らかにしている。

まず第1章「帝国日本の救済理念」では、日露戦争後の日本における救済理念をめぐる議論を検討している。日本では「慈善」と「社会事業」の中間に「感化救済」という特異な段階が存在し、それが媒介となって大正後期の社会事業への移行がなされた。日露戦争後の財政緊縮策を背景にはじまる感化救済事業と地方改良運動は、井上友一ら内務官僚のめざす「独立自営の良民の育成」という方針にもとづくものであった。公的救済が空洞化するなかであらわれた「救済」理念は、個人の基本的権利でもなければ、上からの一方的な慈恵でもない、いわば「感化と慈恵を通した主体化」によるものであった。

ついで第2章「植民地統治の開始と救済事業」では、植民地統治がはじまる1910年代の朝鮮における救済事業を検討している。日本政府は朝鮮の併合に際し臨時恩賜金を準備し、その一部は地方の両班・儒生など「恒産無き者」に対する授産費、教育費、凶款救済費などに充てられた。これらの恩賜金事業は、天皇の「恩賜」による朝鮮社会の救済という象徴的・修辭的な意味合いを持っていた。実質的な救済行政においては、朝鮮の家族主義をはじめとする「美風良俗」が公的救済を代替するものとして奨励され、救済の制限や不在を正当化する論理となった。しかし、この過程で「美風良俗」として奨励された朝鮮の旧慣は、次第に悪弊として「民風改善」の対象に組み込まれていく。他方で「恩賜」を拒否したり、「善政の有難さ」を知らない朝鮮人の存在は、統治の効果が届かない地点をしめしていた。植民地統治とともに始まった救済事業には、朝鮮の在来社会の破壊を通じて、治安対象——救済の「外部」——を自らつくりだしていく植民地主義的構造が見られることが明らかにされている。

第3章「社会事業の移植と転用」では、「救貧から防貧へ」という社会事業行政の確立過程を、内地からの移植と転用という観点から論じている。第一次大戦後の米価問題と自然災害に起因する朝鮮の貧困、そして1919年の3・1独立運動を背景に、朝鮮の「社会問題」はあくまでも貧困や教育、思想問題の複合的な結びつきのなかで認識された。内地の延長としてすすめられた防貧的社会事業が挫折するなかで、朝鮮の家族制度と朝鮮往古の地域的な自治制度を活用する教化事業の方向が模索された。1920年代の地方制度改正の動きのなかで朝鮮版「地方改良運動」が始められ、家族制度と儒教理念に根ざした郷約や郷

校の活用が活発におこなわれていく。矯風会をはじめとする 1920 年代初頭の社会事業は、結果的に朝鮮人自らが地方の教化活動を担っていくような構造的基盤を生み出していく。

第 4 章「社会事業と治安対策の接合過程」では、1919 年の 3・1 独立運動後の「文化統治」の始まりを背景に、警察による社会事業への接近に焦点を当て、内地と朝鮮の往復のなかで治安担当者たちの認識が連鎖していく過程を描いている。分析の中心にすえたのは、民衆と警察の関係をいち早く模索した松井茂と 1920 年代初頭の朝鮮治安担当者であった丸山鶴吉である。彼らは、逸脱を予防するために民衆生活を管理していく新しい警察官僚のあり方を象徴的にあらわしていた。しかし他方で、国境付近で警務についている警察官たちは「行政警察」や「民衆警察」といった理想論に警鐘をならしており、植民地の行政警察や社会事業が成立するためには、「暴徒」と「良民」への分割が欠かせないものであった。関東大震災後の朝鮮人に対する治安対策と社会連帯論の強調は、朝鮮人間の選別をより明確にし、「救済の主体」と「治安対策の客体」を同時に生み出す分割統治を一層すすめていくものであった。

以上の内容を通して、終章では、①社会事業の「移植」と「転用」、②治安認識の連鎖と分割統治、③「救済」と「治安」の逆説的結合、という 3 つの論点から本研究の結論を提示している。本研究が着目したのは、救済という様式そのものが植民地内部に葛藤を生じさせ、治安対策の対象を自ら生み出していくような植民地主義的構造であった。植民地統治下の社会事業は「救済の主体」と「治安の対象」、「良民」と「暴徒」を朝鮮人のなかから同時に生み出していくことで、朝鮮人の分割を絶えず再生産していく。このような植民地統治下の「福祉」における温情主義と治安対策というコインの両面は、社会事業の発展段階を比較していく比較近代化論の枠組では決して明らかにすることはできない。本研究によって、社会事業と植民地統治という異なる実践のあいだの相補関係が明らかにされ、帝国日本と植民地朝鮮における「救済」と「治安」の連鎖と断絶、同時代性と不均質性の相互規定的な性格が解明されている。

[論文審査の概要——評価と意見]

論文審査において高い評価が与えられたのは、つぎの諸点である。

- ① 本研究は、なによりもまず植民地支配下の朝鮮における社会事業が、植民地統治による社会の「破壊」に対応する「修復」という意味を持つわけではなく、「救済」を謳う事業それ自体が朝鮮の地域社会そのものの解体をむしろ促進するために、その政治的効果として「治安」対策の対象である逸脱者・抵抗者をいっそう広く生み出してしまうという、植民地ゆえの逆説的な構造をもっていることを説得的に解明している。この点は、従来の植民地期朝鮮における社会事業の研究が、それを「修復」による植民地の包摂と捉えつつ、日本内地に比してこの「社会事業の到達点が低い水準に据え置かれた」ことが差別でありこれが植民地の「近代化」を相対的に遅らせたなどを見て来たことに対する明確で有効な批判になっている。それにより本研究は、これまでの研究が共有してき

た比較近代化論的な認識枠組み、すなわち帝国本国と植民地との社会事業の進展度をそれぞれ別個に捉えてそれを「近代化」の格差として比較するような認識枠組みを超え、朝鮮における社会事業の植民地主義的性格そのものに着目しそれを解明する方途を実質的に提示して、まずは植民地朝鮮における社会事業史研究にパラダイムチェンジをもたらすような重要な寄与を果たしたと評価することができる。

- ② また本研究は、帝国の内地日本と植民地朝鮮の社会事業をそれぞれ別個に捉えるのではなく、社会事業の政策担当者や治安担当者が実際に両地域を往復し、その認識と政策が事実として連鎖する過程に立ち入って考察を加え分析することで、植民地帝国全体の社会事業と治安対策のトータルな植民地主義的連関を解明している。この点は、従来の植民地支配研究が植民地における「内地延長主義」と「特別統治主義」の相剋や共犯として捉えてきたことを、社会事業という領域に即しながら植民地帝国の政策構造の連関として具体的に論じたもので、実際に行き来して両方に関わった当事者が示した認識の連鎖とそこに生まれる葛藤、そしてそこから実際に作動する「社会事業（救済）」と「植民地統治（治安）」の緊密な相補関係など、豊富な文献史料を扱いながら進められたトータルな連関の解明は見事であり、本研究の実質的な成果の一つの核をなしている。これによって今後の社会事業史研究は、内地日本についても植民地朝鮮についても、この植民地帝国の連関を無視しては確かに進められなくなったと認めることができる。
- ③ さらに本研究は、今日の植民地研究の基本枠組みに関わる論争状況にも、有効で生産的な一石を投ずるものになっていると認められる。これまで植民地研究の領域では、植民地支配が当地域の近代化にとって足かせとなったと見る「植民地収奪論」とむしろその基礎を作ったと見る「植民地近代化論」とが鋭く対立し、近年ではそれに植民地支配そのものの近代的性格を重視する「植民地近代性論」が加わって、新たな論争状況が生まれている。この中で本研究は、そもそも近代の所産である社会事業が植民地において特別にもった植民地主義的な特質をしっかりと捉えて解明することで、この近代の「植民地性」を再照明し、現下の論争状況を乗り越える視点を示している。とりわけこの植民地帝国の社会事業が帝国本国で求めた「独立自営の良民」という帝國的主体と、植民地で求めた「従属的な良民」という植民地的主体との、主体概念の重なりと差異の指摘は、今後の植民地研究において無視できない議論の基点になると認められる。

論文審査では、以上のような評価にもかかわらず、つぎのような問題点も指摘された。

- ① 本研究は、植民地帝国の社会事業の理念的構造に焦点を据えて問題を捉え、主にその社会事業の政策担当者や事業関係者の言説を素材として分析を進めているために、行論の筋立ては明晰判明になっているのだが、そうした事業が実際に実施される過程の実態についての分析と検討が甘くなるという弱点をもっている。とりわけ、「救済」を謳う社会事業が朝鮮の地域社会を「破壊」するという論点などは、その実施過程で実際にそれがどれほど現実化したのかという検証が必要であり、このプロセスを明らかにしてこ

そ社会事業の「パラドックス」もその現実的な意味がより深く理解されるだろう。

- ② また、同様の方法的限定から、朝鮮の地域社会についても各地の実態の地域的差異に目配りが弱いし、また特に、当時日本内地に在住していた朝鮮人に対する社会事業が抱えていた問題についての配慮が欠けていることは惜しまれる。この点はすでに大阪在住の朝鮮人に即しての先行研究も現れていることであるから、それが本研究の立場からどのように位置づけられるのか、示唆が欲しかった。
- ③ 本研究は、考察対象を1920年代までに限定しているために、議論の構造は分かりやすいものになっているのだが、この議論がどれほどの歴史的射程をもつものであるかについて見通しと裏付けがやや弱いものになっている。とりわけ「救済」の社会事業を植民地朝鮮で言う場合に主たる対象となるはずの農村について、主に30年代に実施された「農山漁村振興運動」などの諸政策においてもそれが同じように言えるのか、また、さらにその後の戦時期についてはどうか、関心は膨らむが、それらについての言及が無かったのは惜しまれる。
- ④ また、20年代を言う場合でも、この時代はロシア革命を受けつつ世界で資本主義という経済制度そのものが問われ、やがてそれが国家社会主義を生んでいく過渡ともなった時期であるから、この時期の社会事業が抱える問題を帝国／植民地という枠組みだけでどこまで議論できるかは問題である。その点で、イギリスやフランスなどの諸国と事情がどのように違いどのように重なるかについても、意識する必要はあっただろう。

このように、本研究には審査のプロセスでいくつかの問題点の指摘や要望事項の提案がなされている。とはいえこれらのことは、いずれもオリジナルな視点を開く本研究に強く触発されて関心が広がったがゆえにこそ指摘され得た諸点であって、高い学術的価値をもつ本研究の基本的評価を損なうものではないと審査委員会では確認した。また、指摘されたこれらの問題点についても、学位申請者である趙氏自身が十分に自覚するところであって、そのことは公開審査会での口述の補足説明で確かめることができたし、今後の研究活動でその点を克服していく展望もそこで示されて、その適切な対応は審査委員一同の満足のいくところであった。

結論として、本研究は、帝国日本／植民地朝鮮の社会事業史研究に高度な学術的寄与をなすばかりでなく、近代帝国と植民地をめぐる研究全般に大きな貢献となる成果を達成していると認められた。それ故に、審査委員会は全員一致により、この業績をもって趙慶喜氏に博士（学術）学位を授与するのが適切であると認定した。